

幼保連携型認定こども園
上滝こども園のしおり
(重要事項説明書)

はじめに

上滝こども園では子どもの健やかな成長を目標として事業を行っております。事業継続を行うに当たり、子どもの成長を支えるプロとして、行事や保育を始めとした計画を行うほか、その時々に合わせて園外保育や子どもの興味関心に沿う教育保育を展開していきたいと考えております。

また「こども園」という環境を通して「子どもの最善の利益」を目指す際、保護者との信頼関係の構築が前提だと考えます。集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

- ① 日々の生活の中で、可能な限り挑戦をさせてあげたいと考えております。その中で、必ず軽微な怪我や事故が発生しうると考えております（例：転んだ、擦りむいた、かみついた、喧嘩した、等）。子どもたち同士の関わり合いという人間関係の基礎を学ぶ上で、偶発的に起こる事象については、予防できない可能性もあることをご承知おきください。
- ② 子どもが集団で過ごす場所であるため、集団保育や他児に望ましくない影響が起こりうることはお控えください。特に医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、登降園の時間、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。また、大人が見本となるように心がけください。
- ③ お子さまをお預かりするうえで重要な情報（家庭での発熱や体調の具合、投薬状況、ご家庭でのケガ等）は、毎朝、事実をお伝えください。特にケガや普段と体調が異なる場合は、連絡用アプリ『コドモン』で入力をしていても口頭でお伝えください。保護者の皆様と園の間の信頼関係の基本となり、子どもを守る基本として、事実を隠したり、事実と異なることを伝えたりはしないでください。
- ④ 子どもの服や鞆に、保護者の方が録音機等をつけて保育室内の様子を記録する事象が報道されておりますが、職員と保護者の間の信頼関係を壊す原因になりますので、おやめください。
- ⑤ 各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』に基づき対応します。集団生活の場ですので、完全な感染予防は困難ですが、感染機会を下げる取り組みを実施していきます。保護者の方も、お子様が体調不良の時は欠席する等、感染拡大防止にご協力ください。
- ⑥ 私たちは、教育保育を通じて保護者の皆様の子育て支援をしてまいります。しかし、保護者の方が家庭や職場で抱える問題や悩みについて援助・支援する専門家ではありません。そのような悩みは自治体の専門部署や医療機関にご相談ください。
- ⑦ 私たちはお子様を人質として預かることはしておりません。また、保育料の支払い等を根拠に不満や個人の希望を通すための要望をぶつけても良い存在ではありません。私たちは教育保育を通じて子どもの育ちを支える協働者であると考えます。

上滝こども園は職員にとっても働きやすい園にしたいと考えております。上滝こども園は 11 時間 30 分開所をしており、担任が全てを見ることは法的に不可能です。そのため、ご連絡も一時的に担任以外から行い、後日、担任から、という場合も考えられます。

最後に、私たちは「子どもの最善の利益を優先する認定こども園」であり、「頑固親父のこだわりの認定こども園」だとお考えください。融通が利かない部分も過分にあると思います。いきなり前年と違うことをやるかもしれません。私たちは子どもの個性や興味関心を元に、教育保育を通じた「その時々最善の利益を目指す組織」でありたいと考えます。

1 上滝こども園の概要

名称	幼保連携型認定こども園 上滝こども園
所在地	高崎市上滝町619-2
電話番号	027-388-8527
施設長氏名	國峯 義仁
開設年月日	令和3年4月
利用定員	1号認定子ども（教育標準時間認定） 15人 2号認定子ども（保育認定） 48人 3号認定子ども（保育認定） 0歳：12人 1・2歳：30人
本園の教育保育目標	「明るく正しくすこやかに心身ともにたくましく遊べる子ども」 乳幼児の保育は、豊かな調和のとれた情緒を培い、その安定を図ることにあると思います。知識と情緒のバランスがとれ、自分の知的能力を正しく発揮できる人間に育ってくれることを願って、日常の保育に力を注ぎます。
本園の教育保育理念	「気づき 考え 作る」 疑問に思ったとき、困難に遭遇したとき、友だち同士の関係性、気づきのチャンスは様々です。どうしたらいいかの解決策を考えて、仕組みやルールを作ってみる。そのチャレンジが重要です。子どもは遊びを通じて、試行錯誤をして学び発達します。その手助けを行えるように時には見守り、時にはちょっとしたアドバイスをしながら援助を行います。 上滝こども園では、子ども達が自ら考える力を身につけ、解決できることがこれからの社会を生き抜くために必要な力だと考えます。ご家庭と協力しながら、より良い環境で教育保育が出来るように考えます。大人は教える立場ではなく、子どもの主体性を高めるパートナーを目指します。
本園の教育保育方針	「つなぐ つながる」 1. 未来へ つなぐ 子ども達が未来を生き抜くために、一人一人の個性を大切にし、自己解決能力や非認知能力を伸ばします。 2. 地域へ つなぐ 高崎市や上滝町にある地域の資産へつなぐとともに、支援センター等にもつなぐ援助をいたします。 3. 人と つながる 子ども達が仲間と協力する素晴らしさやコミュニケーションの楽しさを知り、社会への第一歩をサポートします。 4. 家庭と つながる 子ども達が上滝こども園を第二の家と感じられるよう、家庭とつながり、安心安全を提供します。 5. 高みに つながる 上滝こども園が子どもの最善の利益を提供する場になれるように、日々勉強し、挑戦や革新を続けます。

2 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 愛善会（鼻高こども園内）
代表者氏名	理事長 國峯賢一
所在地	群馬県高崎市鼻高町48-5
電話番号	027-322-5252

3 施設の概要

敷地 面積	3,838.67㎡
建物	・鉄骨木造建築 1197.98㎡
主に使用する施設の内容	・乳児室・ほふく室 2室 面積131.62㎡ ・保育室 4室 面積246.00㎡ ・遊戯室 1室 面積1206.3㎡ + 多目的保育室 1室 面積76.12㎡ ・園庭 面積1,440.39㎡
設備の種類	全室冷暖房 空気清浄機 LED照明、電気錠、見守りカメラ その他 有り

4 利用定員ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
教育時間	午前8時30分～午後12時30分
早朝延長保育 預かり保育 （一時預かり）	【月曜日～金曜日】 午前7時30分～教育時間開始前 教育時間終了後～午後4時30分 午後4時30分～午後7時00分 【土曜日】 午前7時30分～教育時間開始前 教育時間終了後～午後4時30分
休園日	日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日） <職員研修日> 年に数回土曜日を予定

※1号認定で新2号（就労等）の申請をした場合は、預かりや早朝料金が減額されます。

※1号認定のお子さんでも、クラスでの保育時間（16：30までにお迎え）までは利用していただきます。使った部屋や施設を一緒に掃除をすることも教育保育だと考えます。

※早朝・延長・一時預かりの金額については 19 保護者負担についての項目に記載します。

【2号認定子ども・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
開所時間	【月曜日～金曜日】 午前7時30分～午後7時00分 【土曜日】 午前7時30分～午後4時30分
保育時間	【保育標準時間認定】 午前7時30分～午後6時30分（11時間） 【保育短時間認定】 午前8時30分～午後4時30分（8時間） ※クラスでの保育時間は 午前8時30分～午後4時30分 ※土曜日は開所時間に準じます
早朝延長保育	【保育標準時間認定】 午後6時30分～午後7時00分 【保育短時間認定】 午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分 ※土曜日は開所時間に準じます
休園日	日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
	<職員研修日> 年に数回 不定期

※クラスでの保育時間以外（午前7時30分～午前8時30分、午後4時30分～午後7時00分）を定期的にご利用の方は、職場に書類を書いていただき提出をしていただきます。兄弟の習い事等のための利用はできません。

※保育標準時間認定子どもの送迎時間について、クラスでの保育時間以外では、勤務開始または終了時間＋通勤時間で送迎を行ってください。こども子育て支援法19条に基づき、就労時間と送迎時間での保育を基本とします。

※早朝・延長・一時預かりの金額については 19 保護者負担についての項目に記載します。

※突発的に早朝保育（午前7時30分～午前8時30分）を希望する場合は、前日のお迎え時に必ず利用希望の旨を伝えてください。事前に連絡がない状態で早朝保育の時間に登園しても、職員体制が整わない場合は受け入れをお断りさせていただく場合があります。

※土曜日は、お仕事や介護で、ご自宅で保育できない方のみのお預かりをいたします。祖父母へのご協力も可能な限りお願いいたします。兄弟児の学校行事や部活等ではお預かりいたしませんのでご協力お願いいたします。また、土曜保育は1週間ごとの申し込みとなります。利用する週の水曜日の昼12時までに事務室までお申し込みいただき、所定の手続きを済ませてください（水曜日が祝日や休日の場合は前営業日の昼12時までの申し込みになります。）

【保護者が休みの時の教育保育の利用について】

保護者の仕事や休みの時も基本的には教育保育の利用ができます。その場合は クラスでの保育時間（午前8時30分～午後4時30分）内でのご利用 になります。お仕事がお休みの際は、登園時に 仕事や休みの旨と緊急時の連絡先（携帯電話等） を担任または対応した職員へお伝えください。早朝・延長保育の時間は職員体制が最低限で行っています。日中の教育保育が充実するよう、正直にお話しいただき、ご協力ください。

5 職員体制（令和7年4月1日予定）

職名	人数
園長	1人
副園長	1人
主幹保育教諭	2人
保育教諭（資格所有者数・産休育休含む）	22人
看護師	1人
管理栄養士	2人
栄養士	1人
調理員	1人
事務・用務員	1人
学校医（小泉小児科）	1人
学校歯科医（田中歯科）	1人
学校薬剤師	1人

6 年間行事予定

月	行 事 内 容
4月	入園進級式・健康診断
5月	遠足・歯科検診
6月	保育参観・プール開き
7月	七夕かざり・七夕流し・納涼盆踊り大会・プラネタリウム（年長組）・お泊り保育（年長組）
8月	プール記録会・プール閉い
9月	運動会
10月	いもほり・焼きいも大会・保育参観・健康診断・りんごがり（年長組）
11月	幼年消防クラブ・七五三宮参り・歯科保健指導
12月	もちつき大会・クリスマス会
1月	お正月イベント・防火映画会・プラネタリウム（年長組）
2月	豆まき・修了記念写真撮影・発表会
3月	保育父親参観・一日入園・お別れイベント・卒園式・修了式

※誕生会及び、身体測定、避難訓練、交通安全指導を毎月実施しています。

※その他、外部団体に関連する行事については別途行う場合があります。

※各種感染症によって開催時期の変更や中止、延期の場合があります。

※あくまで予定であり、随時のバス保育や行事の変更等があります。ご了承ください。

7 給食について

給食の方針	全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしく楽しい給食を目指しております。季節を感じられる旬の食材を献立に取り入れています。また、食育についての計画を策定し、食を通じた「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にすることの気持ちなどを育みます。
アレルギー等への対応	食物アレルギーについては、医師から原因物質の除去が必要と診断された場合、別途「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を医師に記入していただき、園に提出してください。個別にご相談の上、指導表に基づき除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。除去物質の摂取が可能になりましたら、必ず、別途「除去解除申請書」を提出してください。代替食は誤食防止のため、違う色のお皿等で提供いたします。園で初めて食べる食材はアレルギーのリスクとなります。献立表に食材の詳細も記載してありますので、給食提供の当日までにご家庭でお試してください。
衛生管理	・国の大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行います。 ・調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。

8 保護者と上滝こども園の連絡について

- (1) 本園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。本園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、「コドモン」の連絡欄を活用します。また、送迎時のコミュニケーションを大切にいたします。
- (2) 体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。
- (3) 毎月1回月末にクラスだよりと献立表をコドモンにて配信します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。

9 駐車場について

上滝こども園北側の駐車場をご利用ください。駐車場には東側道路から進入し、左折で入ってください。駐車場内は時計回り進行を厳守してください。駐車場から出る際も、左折で出て西側道路に向かってください。送迎時には他の車両や園児に十分注意し、事故のないよう徐行をお願いします。また、他の保護者様のご迷惑になりますので速やかにご利用ください。門の開閉については保護者が必ず行い、電子鍵のボタンの蓋も必ずしてください。普段送迎を行わない祖父母等の方も遵守していただきますよう、ご家庭内で共有をしてください。駐車場については資料4をご覧ください。

1 0 健康診断について

- (1) 嘱託内科医が入園時を含む年2回、健康診断を行っており、また、嘱託歯科医が年1回、歯科健診を実施します。結果について、連絡帳に記載しご家庭にお知らせします。
- (2) 毎月、身長・体重を測定し、連絡帳やコドモンに記載しご家庭にお知らせします。

1 1 利用していただく上で留意していただくこと

- (1) 登園は午前9時00分までにお願いします。降園は原則として午後4時30分までのお迎えをお願いします。登降園の際は必ず登降園システムで記録をしてください。記録がない場合や同時刻に打刻があった場合、記録されなかった部分の最長時間で計算を行います。標準時間認定の方も記録なし1回につき200円の事務手数料をいただきます。

※登降園の記録をした、しないという責任の所在が不明になることを防ぐため、必ず保護者の責任のもと登降園の打刻をしてください。施設側は、公的に案内した場合若しくは保育料計算以外で登降園の打刻を代行することは有りません。

- (2) 当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、午前9時までにコドモンでご連絡ください。それ以降の連絡は、電話とコドモンの両方を行ってください。
- (3) 送迎者や送迎時間が普段と違う場合は、当日の朝、または午後4時までに口頭またはコドモンで連絡をお願いします。午後4時以降で変更がある場合の連絡は電話とコドモンをお願いします。
- (4) お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。コドモンに必要事項が入力されていない場合は、お子様の登園を拒否させていただく場合があります。
- (5) 麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・新型コロナウイルス・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登園許可証や治癒証明証を記入してもらい登園してください。登園許可証は担任経由、または上滝こども園のWEBページからダウンロードできます。また、園児の兄弟や保護者が罹患している場合は、該当者の園内への立ち入りは厳禁です。
- (6) 体温が平熱より1℃以上高い場合、若しくは37.5℃以上の場合は登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合、もしくは平熱より1℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。なお、体温が規定値以下でも、体調や感染症の流行状況によっては早期の連絡をさせていただきます。各症状の登園基準等は資料1をご参照ください。また、感染症の基準は年度途中で変更になる場合があります。早退やお迎えの要請した時には可能な限り早く（お迎え要請から30分以内＋送迎時間を目安に）お迎えに来てくださいますよう、分担の調整をお願いします。
- (7) 排便の状態がブリストルスケール（※資料2）の『6（泥状便）』の場合、ご家庭で様子を見てください。登園後、泥状便が複数回見られた場合も連絡をさせていただきます。
- (8) 医療行為に該当するため、与薬は行っておりません。
- (9) 集団生活を行う上で、入園時または入園後も、予防接種法に基づき必要最低限の予防接種を必ず受けてください。
- (10) マスクの着用について、基本的に0・1歳児は非着用推奨、2歳(ももぐみ)以上は個人の自由になります。ただし、呼吸器症状や各種感染症が疑われる場合にはマスクの着用及び早期のお迎え

を求める場合があります。また、熱中症等のリスクがある場合は外す場合があります。

(11) 基本的に、兄弟児の片方だけの早朝・延長・土曜保育のお預かりはできません。やむを得ない場合は、担任までご相談ください。祖父母等のお迎えでも兄弟児全員のお迎えをお願いします。

(12) 通院等で遅刻をする場合、ももぐみ以下は午前11時00分までに、ほしぐみ以上は午前11時30分までに登園できない場合、給食の提供ができません。時刻を過ぎる場合はご家庭で昼食を済ませてから登園をしてください。また、遅刻の最終登園時間として、ももぐみ以下は正午12時00分までに、ほしぐみ以上は午後12時30分までに登園をお願いします。

(13) 家庭の状況や就労先等が変わったときは、コドモンの情報修正と、別途担任へ速やかにお知らせください。市外転居等をお考えの場合は転居前にご相談ください。保護者が行うべき就労証明書等の不備等による不利益について、園側は責任を負いません。

12 写真の利用について

上滝こども園の管理下及び委託先で撮影した写真は広報媒体に掲載される場合があります。なお、掲載についての同意書を頂いた方のみとなります。

13 賠償責任保険の加入

・高崎市保育協議会園児傷害賠償責任加入済み ・全国私立保育園連盟「ほいくのほけん」加入済み

14 緊急時の対応について

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医、近隣の医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

15 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	令和3年3月策定
防火管理者	國峯 義仁（資格：甲種防火管理者）
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 消防署立会の総合訓練を年1回実施します。
避難場所	上滝こども園園庭 及び 屋上、または高南中学校

<気象警報発令時の対応について>

気象警報が発令された場合でも、こども園は開園していますが、警戒レベル3相当で早期のお迎え、または自宅保育が可能な場合はお願いをいたします。警戒レベル4相当以上で避難または閉園する場合があります。警戒レベル5が発令された場合は閉園になります。

行事の際の天候不順や職員が出勤不可能な場合に関しては「コドモン」にて、行事の開催状況もしくはこども園の休園状況等の連絡を致します。

1 6 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接、文書・電話などの方法で相談・苦情を受付します。

- ・相談・苦情受付担当者 各クラス担任 及び 主幹保育教諭
- ・相談・苦情解決責任者 園長 國峯義仁

※下記の者に直接相談することもできます。

- ・愛善会 監事 國峯修一 茂木勇徳

受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き掲示等で公表する場合があります。

1 7 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報情報を厳重に管理します。
- (2) 小学校への円滑な接続に資するため、就学児童の育ちを支えるものとして、保育の提供中に知り得た児童の情報を、小学校あるいはその他の特定教育・保育施設等へ提供することがあります。
- (3) 転園する場合に際し、保育の提供中に知り得た園児の情報を転園先へ提供することがあります。
- (4) 保健所等に報告義務のある感染症等に対して、保健所等が求める情報を提供する場合があります。また、緊急時の医療機関にも保険証番号や個人情報等を提供することがあります。

1 8 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 前項第2号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいいます。

3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、高崎市、児童相談所等適切な機関に通告します。

1 9 保護者負担について

- (1) 入園後の費用負担

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

- ① 毎月の保育料：認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額（2号3号認定）
 - ② 一時預かり保育料（1号認定 午後12時30分～午後4時30分）月額5,000円 ※利用者のみ
 - ③ 早朝保育料（1号及び短時間認定 午前7時30分～午前8時30分） 30分50円 ※利用者のみ
 - ④ 延長保育料（1号及び短時間認定 午後4時30分～午後7時00分） 30分50円 ※利用者のみ
 - ⑤ 延長保育料（標準時間認定 午後6時30分～午後7時00分） 30分50円 ※利用者のみ
- ※③、④または⑤の早朝延長保育料は合計した金額の月額上限として3,000円を上限とします。

⑥実費負担額

保育の便宜のため、次の費用について実費を負担いただきます。これらの費用は、その都度書面でお知らせします。

- ・ 1号及び2号認定昼食代 月額6,000円（副食代4,800円＋主食代1,200円）
- ・ 英語教室テキスト代金 ・ 園児服、園帽子、体操着
- ・ 個人で消耗する保育用品 ・ クラスで使用する絵本代
- ・ 卒園アルバム写真代：実費相当額（卒園児のみ）

＊その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費

- (2) 上記①の保育料は、利用開始月分から口座からの引き落としとします。利用月の翌月に引き落としになります。早朝延長保育料金や昼食代、打刻漏れによる事務手数料等に関しても、口座引き落としをさせていただきます。
- (3) その他の負担額は、口座からの引き落とし、または雑費袋等で集金します。
- (4) 負担金を領収した場合は、口座引落しの場合を除いて、領収書を発行します。
- (5) 休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた費用について、返金はしないものとします。
- (6) 新型コロナウイルス等の感染症でクラス閉鎖等になった場合でも、高崎市保育課等からの指導がない限り、閉鎖や自粛期間中でも保育料や給食費の減額は致しません。
- (7) 上記のほか、別紙の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。
- (8) 各年度の初めの登園日に、以下の物品をご寄付いただきます。

タオル、ぞうきん、ハンドソープ、ビニール袋、ティッシュボックス

2 0 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用者の内定

- ① 1号認定子ども：本園が定めた選考方法によります。
- ② 2号・3号認定子ども：市町村が行う利用調整によります。

(2) 退園について

以下に該当する場合は教育・保育の提供を終了します。

- (ア) 退園の申出が保護者からあったとき。
- (イ) 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）。
- (ウ) 利用継続が不可能であると市が認めたとき。
- (エ) その他、利用を継続するにあたって重大な支障又は困難が生じたとき。
- (オ) 申請事項に虚偽の記載や隠し事があったとき。
- (カ) 園の運営に著しい損害や、近隣住民への著しい迷惑行為をしたとき。
- (キ) 集団生活におけるマナーや、園から発出・掲示された、きまり・通達・重要事項説明書の内容が著しく守れないとき。
- (ク) 職員（管理職含む）に対し、園のルールを変更するように求める等の過度な要求、15分以上の業務を中断させる要求、ご要望を実現するための手段として社会通念上相当な範囲を超える行為（要望、威迫、脅迫、威嚇行為、侮辱、人格を否定する発言、プライバシー侵害行為、合理的理由のない謝罪要求、同じ要望やクレームの過剰な繰り返しや長時拘束など）を行ったとき。
- (ケ) 利用料金の未納が2ヵ月以上続くとき。

症状	お迎えをお願いする目安	病欠後お預かりできる(登園再開) 目安
咳・鼻水	症状がひどく食事や午睡が困難である。 【症状や子どもの機嫌により、発熱の有無に関係なくご連絡する場合があります。】	普段通り食事や水分が摂れる。 【少しでも症状が残っている場合はマスクの着用をお願いします(2歳児以上)】
発熱	37.5℃以上の発熱がある。	解熱剤を使用せずに解熱後24時間が経過した後の翌朝を迎えている。かつ、呼吸器症状が安定している。
下痢	泥状便又は水様便が2回出ている。 【便の状態と子どもの機嫌・全身状態により、回数に関係なくご連絡する場合があります。】	家庭で普通便を確認した。 食事や水分を摂っても、一度も下痢をしていない。 (普段通り食事や水分が摂れる)
嘔吐	嘔吐している。	食事や水分を摂っても、一度も嘔吐や下痢をしていない。 (普段通り食事や水分が摂れる)
目の充血 (めやに)	目の充血・めやに・目のかゆみがある。 【早めに病院を受診して頂きたいので、ご連絡(ご相談)する場合があります。】	病院を受診し、感染性でない」と医師の診断を受けている。 (流行性角結膜炎の場合は出席停止)

※これはあくまでも目安です。お子様の状態によってはこの目安に限らず、お迎えのお願いやその時々のお容態についてご連絡(ご相談)する場合がありますのでご了承下さい

感染症一覧 (ほけんだより R3.11.24 号資料)

	感染症名	登園の目安
★	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)になってから。
★	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹(はれ)が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで。
★	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱したあと3日を経過するまで。
★	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え、2日経過してから。
★	腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの。
★	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失してから。
★	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで。
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること。
	感染性胃腸炎(ノロ・ロタウイルス感染症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること。
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと。
	突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと。
	伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のもの。

※伝染性紅斑(リンゴ病)は妊娠中に罹患すると胎児への影響があります。他の方に伝染させないように、できるだけ家庭保育にご協力ください。

タイプ	形状	
1		硬くてコロコロの兎糞状の(排便困難な)便
2		ソーセージ状であるが硬い便
3		表面にひび割れのあるソーセージ状の便
4		表面がなめらかで柔らかなソーセージ状、あるいは蛇のようなとぐろを巻く便
5		はっきりとしたしわのある柔らかな半分固形の(容易に排便できる)便
6		境界がほぐれて、ふにゃふにゃの不定形の小片便、泥状の便
7	全くの水状態	水様で、固形物を含まない液体状の便

図2 便の種類（ブリストル便形状スケール）（Longstreth GF, et al. : *Gastroenterology* 2006 ; 130(5) : 1490-1491より引用）

参照

http://continen.jp/%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%81%E3%83%8D%E3%83%B3%E3%82%B9%E8%B3%87%E6%96%99/%E3%83%96%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%AB%E3%82%B9%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%80%80%E3%81%9D%E3%81%AE%EF%BC%91/



参照

<http://portalandalucia.com/bennpikisotisiki/brisutorusukeru/>

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ
避難指示で必ず避難ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	災害発生 又は切迫	きんぎゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

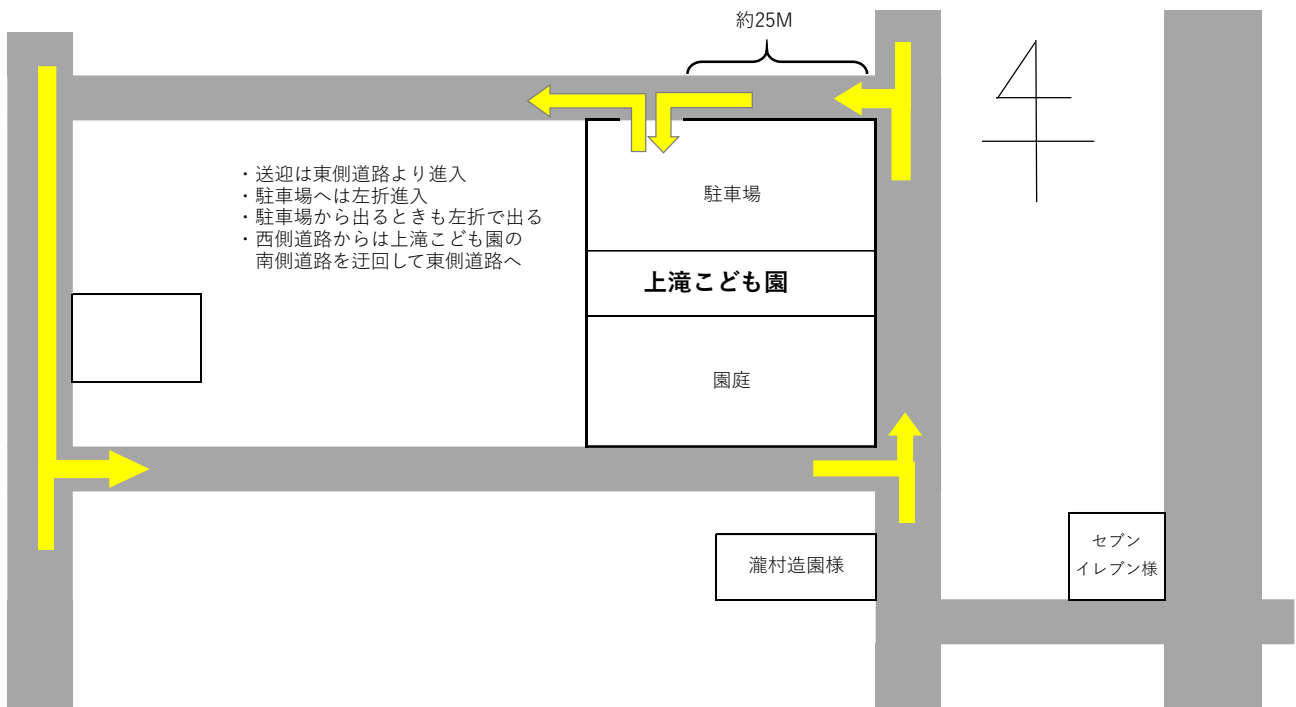
**避難勧告は廃止**されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で**  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、**  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
**危険な場所から避難**  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

## 駐車場について

資料 4



※駐車場内は時計回り進行。28番～48番が送迎優先になります。